

# 横浜市消費生活総合センターの 第5期指定管理者の選定について

経済局市民経済労働部  
消費経済課

# 横浜市消費生活総合センターの第5期指定管理者の選定について



## 1 趣旨

経済局が所管する横浜市消費生活総合センターは、令和8年度末で第4期指定期間が終了することから、第5期の指定管理者を選定します。

なお、選定方法は現指定期間と同様に、非公募での選定を予定しています。

## 2 選定の概要

### (1) 対象施設

- |        |   |
|--------|---|
| ア 名称   | 横浜市消費生活総合センター                                       |
| イ 所在地  | 横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 ゆめおおおかオフィスタワー4階・5階                |
| ウ 設置目的 | 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とした施設 |
| エ 主な施設 | 相談室、展示・情報資料室、商品テスト・実習室、会議室（3室）等                     |

### (2) 指定期間

5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）

### (3) 選定方法

非公募 <対象者：公益財団法人 横浜市消費者協会（現指定管理者）>

# 横浜市消費生活総合センターの第5期指定管理者の選定について



## 【非公募理由】

消費者安全法に基づき、消費者からの様々な消費生活相談に対応するためには、実務の経験を通じて知識及び技術を体得した高度な専門性を有する相談員を安定的に配置することが不可欠です。横浜市消費生活総合センター条例により、消費生活相談員資格試験に合格した者の配置が求められており、全国的に相談員が不足する中、指定管理者による計画的かつ組織的な人材確保と育成が必要です。

また、多様化・複雑化する消費者問題に対応し、高齢者を中心とした被害の未然防止や早期発見・救済を図るためには、地域の消費者と関わりの深い区役所や地域ケアプラザ等の福祉関係者、警察等の関係機関との継続的な連携が必要です。

こうした体制を備え、消費生活相談員の確保・育成と関係機関とのネットワークを長年にわたり構築してきた組織は、昭和54年から47年間にわたり本センターを運営してきた横浜市消費者協会以外になく、「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン」に定める非公募要件に該当するものと判断し、第4期と同様に非公募とするものです。

## 【参考1】横浜市指定管理者制度運用ガイドラインにおける非公募理由(抜粋)

極めて高度な専門性を要すること、又は利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの理由により、当該指定期間内に他の担い手が存在しないと見込まれる場合

## 【参考2】横浜市消費生活総合センター条例(抜粋)

第4条の7 指定管理者は、センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置かなければならない。

# 横浜市消費生活総合センターの第5期指定管理者の選定について

## 3 スケジュール

令和8年6月3日	第1回選定評価委員会（応募要項の審議）
令和8年6月中旬	応募要項公開
令和8年7月中旬	応募書類受付
令和8年8月下旬	第2回選定評価委員会（面接審査）
令和8年9月上旬	選定結果の公表
令和8年12月	第4回市会定例会 指定議案の提出
令和9年4月1日	第5期指定管理者による管理運営開始